

第23期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
当社本店（三井住友銀行本店ビル）

議 案

会社提案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役13名選任の件

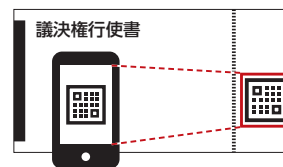
株主提案

第3号議案から第5号議案まで

事前の議決権行使について

行使
期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時10分まで



インターネット等により、上記行使期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただいた株主の皆さまへのお土産は用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

三井住友フィナンシャルグループ

証券コード 8316

2025年6月6日

株主の皆さまへ

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
取締役 執行役社長 中 島 達

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、4頁及び5頁の記載に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 当社本店（三井住友銀行本店ビル）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項** (1) 2024年4月1日より2025年3月31日に至る第23期事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに連結計算書類に係る会計監査人及び監査委員会の監査結果報告の件
(2) 2024年4月1日より2025年3月31日に至る第23期計算書類の内容報告の件

- 決議事項** **会社提案** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役13名選任の件

- 株主提案** 第3号議案 定款の一部変更の件（監査委員会の財務リスク監査に係る情報開示）
第4号議案 定款の一部変更の件（顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示）
第5号議案 剰余金処分の件

株主総会参考書類等の電子提供措置について

法令及び定款第25条の規定に基づき、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとっておりますので、次の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト	https://www.smfg.co.jp/investor/financial/meeting.html	
----------	---	---

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。次のウェブサイトへアクセスし、銘柄名（会社名）で「三井住友フィナンシャルグループ」または証券コードで「8316」とご入力の上ご検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択してご確認ください。

東京証券取引所のウェブサイト	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	
----------------	---	---

以上

※ 電子提供措置事項を修正した場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載いたします。

※ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第25条の規定に基づき、基準日まで书面交付請求をされた株主の皆さまに対して交付する書面には記載しておりません。

■ 事業報告

- 「当社の現況に関する事項」のうち「企業集団の従業員の状況」及び「企業集団の主要な営業所等の状況」
- 「当社の新株予約権等に関する事項」
- 「会計監査人に関する事項」
- 「業務の適正を確保する体制」
- 「特定完全子会社に関する事項」
- 「会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針」

■ 連結計算書類

注記

■ 計算書類

注記

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

株主総会までの流れ

株主総会開催前

事前の議決権行使



インターネット

詳細は4頁



郵送

詳細は5頁

行使
期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時10分まで

■株主総会当日に議決権をご行使いただく場合は、同封の出席票を議決権行使書用紙と切り離さずに会場受付へご提出ください。

事前のご質問・ご意見のご送付

受付
期限

2025年6月20日（金曜日）
午後5時10分まで

詳細は6頁

株主総会当日

同時中継のご視聴



専用ウェブサイト ▶



<https://smfg-soukai.live/>

配信
日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

詳細は6頁



インターネットによる議決権行使についてのご案内

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時10分まで

会社提案の第1号議案と株主提案の第5号議案は、両立しない議案です。両議案について賛成の意思表示をされた場合は、第1号議案及び第5号議案に対する議決権行使を無効なものとして取り扱います。

当社株主名簿管理人が運営するウェブサイト「株主総会ポータル」にログインのうえ、画面の案内に従って、上記行使期限までに賛否をご登録ください。

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。

株主総会ポータルへのログイン・賛否の登録方法

- ①同封の議決権行使書・出席票用紙に記載の「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード」を読み取ってください。
または、次のウェブサイトアクセスし、「議決権行使コード／株主総会ポータルログインID」及びパスワードをご入力ください。
株主総会ポータル ▶ <https://www.soukai-portal.net>

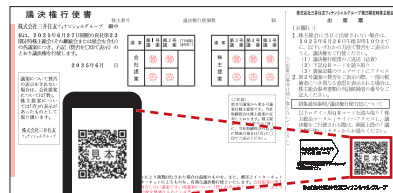
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ②ログイン後の画面にて、「議決権行使へ」のボタンをご選択のうえ、画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※一度議決権を行使した後に行使内容を変更される場合、議決権行使書・出席票用紙に記載の「議決権行使コード／株主総会ポータルログインID」及びパスワードのご入力が必要になります。

※次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、議決権をご行使いただくことも可能です。

<https://www.web54.net>



セキュリティ確保のため、システム上の制約があります。詳細につきましては、下記のお問合せ先にご照会ください。

インターネットによる
議決権行使についてのお問合せ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
電話 0120-652-031（フリーダイヤル）受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。



郵送による議決権行使についてのご案内

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時10分到着分まで

会社提案の第1号議案と株主提案の第5号議案は、両立しない議案です。両議案について賛成の意思表示をされた場合は、第1号議案及び第5号議案に対する議決権行使を無効なものとして取り扱います。

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。同封の個人情報保護シールをご利用いただくことができます。

なお、各議案について賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書				株式会社三井住友フィナンシャルグループ第23期定株主総会			
株主番号 株主名 議決権行使回数				出席票			
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否	否	否

（お願い）
1. 株主総会に当日ご出席されない場合は、2025年6月26日午後5時10分までに、以下のいずれかの方法で賛否をご表示のうえ、議決権をご行使ください。
（1）議決権行使書のご返送（必着）
（2）下記QRコードを読み取り
（3）裏面記載のウェブサイトへアクセス
2. 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の当該候補者の番号をご記入ください。

招集通知参照/議決権行使方法について
以下ログイン用QRコードを読み取り「株主総会ポータル」サイトへアクセスし、議決権をご行使される際は、画面上段の「議決権行使へ」ボタンからお進みください。

株主総会ポータルサイトへアクセスするためのQRコード
※QRコードは紙媒体でのみ有効です。

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

第1号議案と第5号議案の両方について「賛」を表示されることのないようご注意ください。

第3号議案から第5号議案は、一部の株主からの提案によるものです。当社取締役会はこれらの議案に反対しております。詳細につきましては29頁から37頁をご参照ください。

こちらを切り取ってご返送ください。

各議案の賛否をご表示ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・当社取締役会の意見に
ご賛同いただける場合は、
右図のようにご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛	賛	否
株主提案	否	否	否

議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
株主提案	賛	賛	賛
会社提案	否	否	否

同時中継のご視聴方法



株式会社三井住友フィナンシャルグループ

株主総会へようこそ

ログインのうえ、株主総会サイトへお進みください

I D

ID (株主番号 5桁)

パスワード

パスワード (郵便番号 5桁)

ログイン

本ページは株主名簿管理人が運営しております
株主名簿管理人 三井住友信託銀行

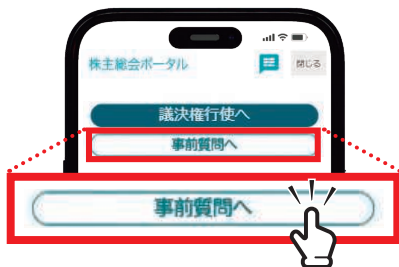
[illegible]

株主総会は6月27日(金)午前10時00分より開始予定です。
視聴開始ボタンをクリックしてください

(Windows 環境) Microsoft Edge (Chromium) Google Chrome Mozilla Firefox	(Mac 環境) Safari Google Chrome Mozilla Firefox
(iPhone/iPad 環境) Safari	(Android 環境) Google Chrome Mozilla Firefox

事前のご質問・ご意見のご送付方法〈2025年6月20日（金曜日）午後5時10分まで〉

- 一人さまにつき1つとさせていただきます。また、一度送信いただいたご質問・ご意見について、削除・変更はできません。
- 内容は、簡潔にご入力ください。
- お寄せいただいたご質問・ご意見のうち、株主の皆さまのご関心の高いと思われる事項等につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイトにて、当社の考え方等を掲載する予定です。
- 株主さまへの個別のご説明・ご連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。



議案及び提案の理由並びに参考事項
会社提案（第1号議案及び第2号議案）

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、健全性の確保、株主還元の強化及び成長投資をバランスよく実現し、持続的な株主価値の向上を図ることを資本政策の基本方針としております。当該方針、今後の経済金融環境及び当事業年度の業績等を総合的に勘案いたしまして、当事業年度末の剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。なお、その他の剰余金の処分はございません。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式 1株につき62円 総額240,202,899,220円

普通株式1株につき180円の中間配当金をお支払いいたしております。2024年10月1日に行いました普通株式1株を3株とする株式の分割を勘案した水準にいたしますと、当事業年度を通じての配当金は1株につき122円となり、これは前事業年度に比べ1株につき32円の増配であります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月30日

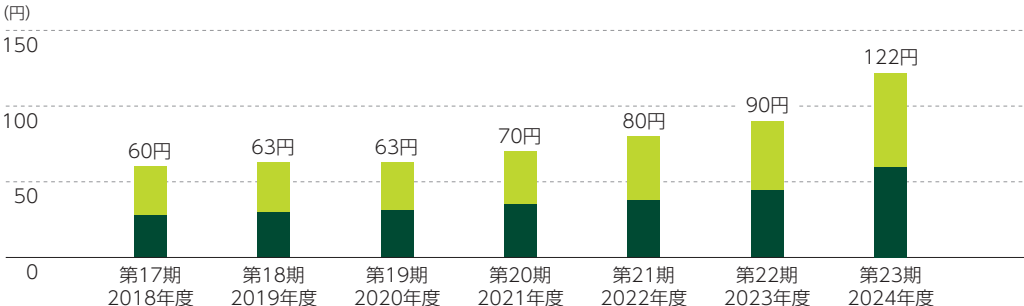
4. 配当金支払開始日

2025年7月18日

例年、定時株主総会の翌営業日を剰余金の配当が効力を生ずる日とし、同日に配当金の支払いを開始しております。しかしながら、当事業年度末の剰余金の配当に際しては、株主1名から本議案と両立しない剰余金処分議案（第5号議案）が提案されており、本議案及び第5号議案の決議の結果を受けて配当金の支払いの手続きをとるため、例年と比べて配当金の支払開始を大幅に遅らせる必要があります。そのため、配当金支払開始日を定めるものです。

（ご参考）普通株式1株当たりの配当金

■ 年度末配当 ■ 中間配当



注 2024年10月1日に行いました普通株式1株を3株とする株式の分割を勘案した水準を記載しております（記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております）。

第2号議案 取締役13名選任の件

先般、山崎彰三及び新保克芳の両氏が逝去により取締役を退任され、また、伊藤文彦氏が取締役を辞任され、更に、本総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了となりますので、この際取締役13名（うち社外取締役7名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

指名委員会の決定に基づく取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況 (出席率)
1	新任 たかしま まこと 高 島 誠 非執行	—	—
2	再任 なかしま とおる 中 島 達	取締役、執行役社長（代表執行役） グループCEO 報酬委員、サステナビリティ委員	取締役就任後に 開催された 10回中すべてに出席 (100%)
3	再任 くどう ていこ 工 藤 禎 子	取締役、執行役副社長（代表執行役） グループCCO コンプライアンス統括部、 米州コンプライアンス部、 AML金融犯罪対策部担当役員	12回中すべてに出席 (100%)
4	新任 あんち かずゆき 安 地 和 之	執行役専務 グループCFO、グループCSO 社会的価値創造本部担当、 広報部、企画部、事業開発部、 資産運用戦略企画部、 社会的価値創造企画部、 社会的価値創造推進部、財務部、 経理業務部担当役員	—
5	再任 いっしき としひろ 一 色 俊 宏 非執行	取締役 監査委員	12回中すべてに出席 (100%)
6	新任 まつがさき ほなみ 松ヶ崎 穂 波 非執行	執行役員	—

候補者 番号	氏 名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況 (出席率)
7	再任 かどなが そうのすけ 門 永 宗之助 社外取締役 独立役員	取締役 指名委員、監査委員（委員長）	取締役就任後に 開催された 10回中すべてに出席 (100%)
8	新任 さわだ じゅん 澤 田 純 社外取締役 独立役員	—	—
9	新任 ごとう よりこ 後 藤 順 子 社外取締役 独立役員	—	—
10	新任 てしろぎ いさお 手代木 功 社外取締役 独立役員	—	—
11	新任 たかしま のりみつ 高 嶋 智 光 社外取締役 独立役員	—	—
12	再任 Charles D. Lake II チャールズ D. レイク II 社外取締役 独立役員	取締役 指名委員、監査委員、 リスク委員（委員長）	12回中すべてに出席 (100%)
13	再任 Jenifer Rogers ジェニファー ロジャーズ 社外取締役 独立役員	取締役 報酬委員、サステナビリティ委員	12回中すべてに出席 (100%)

注 1. 「取締役会への出席状況（出席率）」は、2024年度に開催された取締役会への出席状況及び出席率を記載しております。

2. CEO、CCO、CFO及びCSOは、それぞれ以下を示しております。
 CEO：Chief Executive Officer（最高経営責任者）
 CCO：Chief Compliance Officer（最高コンプライアンス責任者）
 CFO：Chief Financial Officer（最高財務責任者）
 CSO：Chief Strategy Officer（最高戦略責任者）

3. 門永宗之助、澤田純、後藤順子、手代木功、高嶋智光、チャールズ D. レイク II 及びジェニファー ロジャーズの7氏は、26頁に記載の、当社における社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。

4. 当社は、門永宗之助、チャールズ D. レイク II 及びジェニファー ロジャーズの3氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、当社は、澤田純、後藤順子、手代木功及び高嶋智光の4氏を、独立役員として指定する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者に特に期待する知見・経験及び当社の考え方

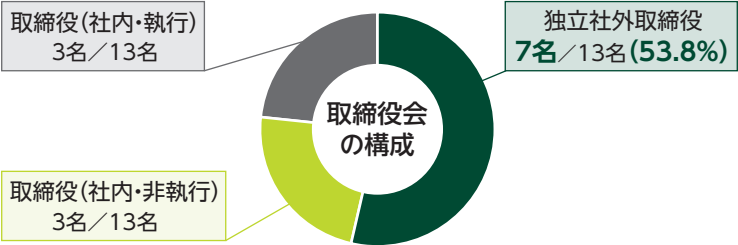
知見・経験	当社の考え方
 企業経営	当社は、複合金融グループとして、国内外で多様な事業活動を行っていることから、企業経営や経営コンサルティング等の経験を通じた、経営全体を俯瞰するための高い識見や専門性を重要視しています。
 金融	当社は、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等の金融サービスに係る事業を行っていることから、金融機関等での経験を通じた高い識見や専門性を重要視しています。
 グローバル	当社は、当社が掲げるビジョンを踏まえ、グローバル企業での経営や豊富な海外経験を通じた、国際的なビジネス・国際情勢等に関する高い識見や専門性を重要視しています。
 法務・リスク管理	当社は、取締役会による実効的な監督を通じて、適法適正な業務執行を確保するため、法務・コンプライアンスや、リスクの評価・分析・管理に関する高い識見や専門性を重要視しています。
 財務会計	当社は、財務の健全性の確保を前提に、株主還元の強化と成長投資をバランスよく実現するという資本政策の基本方針を掲げております。この実現に向け、正確な財務報告を担保し、強固な財務基盤を構築するため、財務会計に関する高い識見や専門性を重要視しています。
 IT/DX	当社は、デジタルテクノロジーを活用し、金融事業のDX（デジタルトランスフォーメーション）や既存事業の枠を超えた新たなビジネスモデルの創出に取り組んでおります。こうした取組みを推進するため、IT/DX分野の動向・最先端の技術に関する高い識見や専門性を重要視しています。
 サステナビリティ	当社は、社会的価値の創造を通じた持続的な企業価値向上を目指しており、サステナビリティ推進の取組みを継続的に高度化させていくため、サステナビリティについての国際的な潮流・課題把握等に関する高い識見や専門性を重要視しています。

(ご参考) 取締役候補者の専門性一覧表 (スキル・マトリックス)

氏 名	就任年	就任予定の委員会 ※ ◎は委員長					当社が特に期待する知見・経験							多様性	
		指名	監査	報酬	リスク	サステナビリティ	企業経営	金融	グローバル	法務・リスク管理	財務会計	IT/DX	サステナビリティ	国際性 (外国籍)	ジェンダー (性別)
高 島 誠	—	○		○		○									
中 島 達	2024年			○		○									
工藤 禎子	2021年														
安地 和之	—				○										
一色 俊宏	2021年		○												
松ヶ崎 穂波	—		○												
門永 宗之助	2024年	○	◎												
澤 田 純	—	◎		○											
後藤 順子	—		○			◎									
手代木 功	—			◎	○										
高嶋 智光	—	○		○											
チャールズ D. レイク II	2023年		○		◎										
ジェニファール ロジャーズ	2023年			○		○									

注 「当社が特に期待する知見・経験」に記載の項目は、対象取締役候補者に特に期待する分野であり、対象取締役候補者が有するすべての知見・経験を表すものではありません。

(ご参考) 取締役会の構成 (第 2 号議案が承認可決された場合)



候補者
番号

1

た か し ま
高島

ま こと
誠

1958年3月31日生
男 性

新 任
非執行



■ 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 237,370株

■ 略歴

1982年 4 月 株式会社住友銀行入行

2009年 4 月 株式会社三井住友銀行 執行役員

2012年 4 月 同 常務執行役員

2014年 4 月 同 専務執行役員

2016年 12月 同 取締役兼専務執行役員

2017年 4 月 同 頭取

2017年 6 月 当社 取締役

2023年 4 月 株式会社三井住友銀行 取締役会長（現任）

2023年 6 月 当社 取締役退任

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役会長

花王株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

高島誠氏は、長年にわたり、国際業務、経営企画等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しております。加えて、2017年4月以降、株式会社三井住友銀行頭取として同行を統率・牽引し、2023年4月以降は同行取締役会長として同行の取締役会を統理しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ その他

高島誠氏は、2025年6月27日付で当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役を退任する予定であります。

候補者
番号

2

なかし
中島

とおる
達

1963年9月14日生
男性

再任



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 162,130株
- 当社における地位及び担当 取締役、執行役社長（代表執行役）
グループCEO
報酬委員、サステナビリティ委員
- 取締役会への出席状況（出席率） 取締役就任後に開催された10回中すべてに出席（100%）

■ 略歴

- | | | | |
|-----------|-----------------------------------|-----------|---|
| 1986年 4 月 | 株式会社住友銀行入行 | 2022年 4 月 | 株式会社三井住友銀行 取締役辞任 |
| 2014年 4 月 | 株式会社三井住友銀行 執行役員 | 2023年 3 月 | 同 取締役 |
| 2016年 4 月 | 同 常務執行役員 | 2023年 4 月 | 当社 執行役副社長
株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取
執行役員 |
| 2017年 4 月 | 当社 常務執行役員 | 2023年 12月 | 当社 執行役社長
株式会社三井住友銀行 取締役辞任 |
| 2019年 3 月 | 株式会社三井住友銀行 取締役兼常務執行役員 | 2024年 6 月 | 当社 取締役 執行役社長（現任） |
| 2019年 4 月 | 当社 執行役専務
株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員 | | |
| 2019年 6 月 | 当社 取締役 執行役専務 | | |

■ 重要な兼職の状況

Jefferies Financial Group Inc. 取締役

■ 取締役候補者とした理由

中島氏は、長年にわたり、経営企画、財務、広報、サステナビリティ推進、リテール業務、法人営業、グループ会社管理等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しております。加えて、2023年12月以降、執行役社長として当社を統率・牽引しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

く どう て い こ
工藤 禎子

1964年5月22日生
女性

再任



■ 所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 114,942株

■ 当社における地位及び担当

取締役、執行役副社長（代表執行役）
グループCCO
コンプライアンス統括部、米州コンプライアンス部、
AML金融犯罪対策部担当役員

■ 取締役会への出席状況（出席率）

12回中すべてに出席（100%）

■ 略歴

1987年 4月 株式会社住友銀行入行
2014年 4月 株式会社三井住友銀行 執行役員
2017年 4月 同 常務執行役員
2020年 4月 当社 専務執行役員
株式会社三井住友銀行 専務執行役員
2021年 3月 同 取締役兼専務執行役員

2021年 4月 当社 執行役専務
2021年 6月 同 取締役 執行役専務
2024年 4月 同 取締役 執行役副社長（現任）
株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取
執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員

■ 取締役候補者とした理由

工藤禎子氏は、長年にわたり、投資銀行業務、リスク管理、コンプライアンス、サステナビリティ推進等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

あ ち
安地

か ず ゆ き
和之

1971年1月3日生
男 性

新 任



■ 所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 45,655株

■ 当社における地位及び担当

執行役専務
グループCFO、グループCSO
社会的価値創造本部担当、
広報部、企画部、事業開発部、資産運用戦略企画部、
社会的価値創造企画部、社会的価値創造推進部、財務部、
経理業務部担当役員

■ 略歴

1993年 4 月 株式会社住友銀行入行
2020年 4 月 当社 デジタル戦略部長
株式会社三井住友銀行 デジタル戦略部長
2021年 4 月 当社 執行役員
株式会社三井住友銀行 執行役員

2023年 4 月 当社 常務執行役員
株式会社三井住友銀行 常務執行役員
2025年 4 月 当社 執行役専務（現任）
株式会社三井住友銀行 取締役兼専務
執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

安地和之氏は、長年にわたり、経営企画、財務、広報、サステナビリティ推進、デジタル戦略等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

いっしき
一色

としひろ
俊宏

1962年9月15日生
男性

再任
非執行



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 90,437株
- 当社における地位及び担当 取締役
監査委員
- 取締役会への出席状況（出席率） 12回中すべてに出席（100%）

■ 略歴

1985年 4月 株式会社住友銀行入行
2013年 4月 株式会社三井住友銀行 執行役員
2015年 4月 同 常務執行役員
2017年 4月 当社 常務執行役員
2019年 4月 同 専務執行役員
株式会社三井住友銀行 専務執行役員

2021年 4月 同 専務執行役員退任
2021年 6月 当社 取締役（現任）
2023年 6月 株式会社三井住友銀行 取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役

■ 取締役候補者とした理由

一色俊宏氏は、長年にわたり、総務、法務、法人営業、リテール業務、事務企画、決済業務等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ その他

一色俊宏氏は、2025年6月27日付で当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役を退任する予定であります。

候補者
番号

6

まつがさき

松ヶ崎

ほなみ

穂波

1970年10月2日生
女性

新任

非執行



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 36,927株
- 当社における地位及び担当 執行役員

■ 略歴

1993年 4月 株式会社住友銀行入行
2020年 4月 当社 人事部研修所長
株式会社三井住友銀行 人事部研修所長
2021年 4月 当社 執行役員
株式会社三井住友銀行 執行役員

2023年 4月 当社 執行役員退任
2024年 4月 当社 執行役員（現任）
株式会社三井住友銀行 執行役員辞任

■ 取締役候補者とした理由

松ヶ崎穂波氏は、長年にわたり、国際業務、監査、人材育成等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ その他

松ヶ崎穂波氏は、2025年6月27日付で当社の執行役員を辞任する予定であります。

候補者番号

7

かどなが
門永

そうのすけ
宗之助

1952年8月5日生
男 性

再 任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 0株
- 当社における地位及び担当 取締役
指名委員、監査委員（委員長）
- 取締役会への出席状況（出席率） 取締役就任後に開催された10回中すべてに出席（100%）
- 社外取締役としての在任期間 11ヵ月

■ 略歴

1976年 4 月 千代田化工建設株式会社入社
1986年 6 月 同社退職
1986年 8 月 McKinsey & Company, Inc., Japan入社
1992年 12月 同社 プリンシパル（パートナー）
1999年 6 月 同社 ディレクター（シニア・パートナー）

2009年 6 月 同社退職
2009年 7 月 Intrinsics 代表（現任）
2017年 6 月 株式会社三井住友銀行 取締役
2024年 6 月 当社 取締役（現任）
株式会社三井住友銀行 取締役辞任

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

門永宗之助氏は、経営コンサルティングの分野で指導的役割を果たし、経営コンサルタントとしての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、国際的な企業経営及びリスク管理に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、監査委員会を委員長として主導するとともに、指名委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ その他

門永宗之助氏は、2017年6月より2024年6月まで、当社子会社である株式会社三井住友銀行の社外取締役に就任しておりました。

候補者
番号

8

さわだ
澤田

じゅん
純

1955年7月30日生
男性

新任

社外取締役

独立役員



■ 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 0株

■ 略歴

1978年 4月	日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社） 入社	2014年 6月	日本電信電話株式会社 代表取締役副社長
2008年 6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 取締役 経営企画部長	2018年 6月	同社 代表取締役社長
2011年 6月	同社 常務取締役 経営企画部長	2020年 6月	同社 代表取締役社長 社長執行役員
2012年 6月	同社 代表取締役副社長 経営企画部長	2022年 6月	同社 代表取締役会長
2013年 6月	同社 代表取締役副社長	2024年 6月	同社 取締役会長（現任）

■ 重要な兼職の状況

日本電信電話株式会社 取締役会長

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

澤田純氏は、企業経営の分野で指導的役割を果たし、公共性の高い企業の経営者としての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、国際的な企業経営、IT・デジタルトランスフォーメーション及びサステナビリティ推進に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、指名委員会を委員長として主導するとともに、報酬委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する補足説明

澤田純氏は、日本電信電話株式会社の取締役会長に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2024年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社子会社である株式会社三井住友銀行から日本電信電話株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、同社は当社普通株式を保有していないこと等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

候補者
番号

9

ごとう
後藤
よりこ
順子

1958年11月11日生
女性

新任

社外取締役

独立役員



■ 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 0株

■ 略歴

1983年 11月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ
公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人
トーマツ）入所
1987年 3月 公認会計士登録（現任）
1996年 6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人
トーマツ）パートナー
2010年 11月 有限責任監査法人トーマツ 経営会議メンバー
2013年 10月 同監査法人 執行役 金融インダストリー担当
Deloitte Touche Tohmatsu Limited
ボードメンバー

2018年 6月 デロイト トーマツ グループ ボード議長
有限責任監査法人トーマツ ボード議長
Deloitte Touche Tohmatsu Limited
ボードメンバー
2018年 11月 Deloitte Asia Pacific Limited ボードメンバー
2022年 9月 有限責任監査法人トーマツ パートナー退任
2022年 10月 後藤順子公認会計士事務所 代表（現任）
株式会社三井住友銀行 取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役
塩野義製薬株式会社 監査役

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

後藤順子氏は、財務会計の分野で指導的役割を果たし、公認会計士としての豊富な経験と企業会計をはじめとする財務会計全般に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、国際的な組織経営、金融、財務会計、リスク管理及びサステナビリティ推進に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、サステナビリティ委員会を委員長として主導するとともに、監査委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ その他

1. 後藤順子氏は、2022年10月より当社子会社である株式会社三井住友銀行の社外取締役に就任しておりますが、2025年6月27日付で辞任する予定であります。
2. 後藤順子氏は、2025年6月18日に塩野義製薬株式会社の監査役を退任し、同社の取締役に就任する予定であります。
3. 後藤順子氏は、2025年6月24日にソニーグループ株式会社の取締役に就任する予定であります。

候補者番
号

10

てしろぎ
手代木 功

いさお
1959年12月12日生
男 性

新 任

社外取締役

独立役員



■ 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 0株

■ 略歴

1982年 4 月 塩野義製薬株式会社入社
2002年 6 月 同社 取締役
2004年 4 月 同社 取締役兼常務執行役員
2006年 4 月 同社 取締役兼専務執行役員

2008年 4 月 同社 代表取締役社長
2021年 6 月 株式会社三井住友銀行 取締役（現任）
2022年 7 月 塩野義製薬株式会社 代表取締役会長
兼社長 CEO（現任）

■ 重要な兼職の状況

塩野義製薬株式会社 代表取締役会長兼社長 CEO
株式会社三井住友銀行 取締役
AGC株式会社 取締役
株式会社日本取引所グループ 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

手代木功氏は、企業経営の分野で指導的役割を果たし、経営者としての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、国際的な企業経営及びリスク管理に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、報酬委員会を委員長として主導するとともに、リスク委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する補足説明

手代木功氏は、塩野義製薬株式会社の代表取締役会長兼社長 CEOに就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2024年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社子会社である株式会社三井住友銀行から塩野義製薬株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、同社は当社普通株式を保有しておりますが、その数は発行済株式総数の1%未満であること等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

■ その他

手代木功氏は、2021年6月より当社子会社である株式会社三井住友銀行の社外取締役に就任しておりますが、2025年6月27日付で退任する予定であります。

候補者番号

11

たかし
高嶋

のりみつ
智光

1961年10月6日生
男性

新任

社外取締役

独立役員



■ 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 0株

■ 略歴

1989年 4月 東京地方検察庁 検事
2012年 12月 法務省 刑事局公安課長
2014年 1月 東京地方検察庁 公判部長
2015年 4月 法務省 大臣官房審議官（統括担当）
2017年 7月 松山地方検察庁 検事正
2018年 7月 最高検察庁 検事
2018年 9月 法務省 人権擁護局長

2019年 4月 出入国在留管理庁 次長
2020年 12月 法務省 大臣官房長
2021年 9月 同省 事務次官
2023年 1月 名古屋高等検察庁 検事長
2024年 7月 退官
2024年 10月 弁護士登録（現任）
T&K法律事務所 弁護士（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社電通グループ 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

高嶋智光氏は、法曹界で指導的役割を果たし、検察官や行政官としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、法務に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、指名委員会及び報酬委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

12

Charles D. Lake II
チャールズ D. レイク II

1962年1月8日生
男性

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 600株
- 当社における地位及び担当 取締役
指名委員、監査委員、リスク委員（委員長）
- 取締役会への出席状況（出席率） 12回中すべてに出席（100%）
- 社外取締役としての在任期間 1年11ヵ月

略歴

- | | | | |
|-----------|---|-----------|-------------------------------------|
| 1990年 6 月 | The Office of the U.S. Trade Representative（米国通商代表部）入所
特別補佐官 | 2001年 1 月 | 同社 常務執行役員・法律顧問 |
| 1990年 12月 | 米国ペンシルベニア州弁護士登録（現任） | 2001年 4 月 | 同社 常務執行役員・統括法律顧問 |
| 1992年 8 月 | 米国通商代表部 日本部長 | 2001年 7 月 | 同社 副社長 |
| 1993年 7 月 | 同代表部 日本部長 兼 次通通商代表付
特別顧問 | 2003年 1 月 | 同社 日本における代表者・社長 |
| 1995年 1 月 | Dewey Ballantine LLP 弁護士 | 2005年 4 月 | 同社 日本における代表者・副会長 |
| 1996年 10月 | 米国ワシントンD.C.弁護士登録（現任） | 2008年 7 月 | 同社 日本における代表者・会長 |
| 1999年 2 月 | Aflac International, Inc. 法律顧問 兼
バイス・プレジデント | 2014年 1 月 | Aflac International, Inc. 取締役社長（現任） |
| 1999年 6 月 | American Family Life Assurance
Company of Columbus 日本支社
（現アフラック生命保険株式会社）
執行役員・法律顧問 | 2018年 4 月 | アフラック生命保険株式会社 代表取締役
会長（現任） |
| | | 2023年 6 月 | 当社 取締役（現任） |

重要な兼職の状況

Aflac International, Inc. 取締役社長
アフラック生命保険株式会社 代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

チャールズ D. レイク II 氏は、企業経営の分野で指導的役割を果たし、金融機関の経営者としての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、国際的な企業経営、金融、外交、国際法務及びリスク管理に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、リスク委員会を委員長として主導するとともに、監査委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

独立性に関する補足説明

チャールズ D. レイク II 氏は、Aflac International, Inc. の取締役社長及びアフラック生命保険株式会社の代表取締役会長に就任しておりますが、両社と当社グループの間における2024年度の取引額は、両社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社子会社である株式会社三井住友銀行からAflac International, Inc. 及びアフラック生命保険株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、両社は当社普通株式を保有していないこと等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

候補者番号

13

Jenifer Rogers
ジェニファー ロジャーズ

1963年6月22日生
女性

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 1,100株
- 当社における地位及び担当 取締役
報酬委員、サステナビリティ委員
- 取締役会への出席状況（出席率） 12回中すべてに出席（100%）
- 社外取締役としての在任期間 1年11ヵ月

略歴

- 1989年 9月 Haight Gardner Poor & Havens法律事務所（現Holland & Knight LLP）入所
- 1990年 12月 米国ニューヨーク州弁護士登録（現任）
- 1991年 2月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 1994年 12月 メリルリンチ証券会社（現BofA証券株式会社）入社
- 2000年 11月 Merrill Lynch Europe Plc（現Merrill Lynch Europe Limited）
- 2006年 7月 Merrill Lynch（Asia Pacific） Limited（現Bank of America Corporation）（香港）
- 2012年 1月 Bank of America Merrill Lynch（現Bank of America Corporation）（New York）

- 2012年 11月 Asurion Asia Pacific Limited
ゼネラル・カウンセラジア
- 2014年 11月 アシュリオンジャパン・ホールディングス
合同会社 ゼネラル・カウンセラジア
- 2021年 1月 The American Chamber of Commerce
in Japan（在日米国商工会議所）会頭
- 2023年 6月 当社 取締役（現任）
- 2025年 1月 アシュリオンジャパン・ホールディングス
合同会社 ゼネラル・カウンセラ インター
ナショナル（現任）

重要な兼職の状況

アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社 ゼネラル・カウンセラ インターナショナル
川崎重工業株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ジェニファー ロジャーズ氏は、企業法務の分野で指導的役割を果たし、米国ニューヨーク州弁護士や企業内弁護士としての豊富な経験と国際法務全般に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、国際的な企業経営、金融、国際法務、IT・デジタルトランスフォーメーション及びサステナビリティ推進に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、報酬委員会及びサステナビリティ委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

独立性に関する補足説明

ジェニファー ロジャーズ氏は、アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社のゼネラル・カウンセラ インターナショナルに就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2024年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社子会社である株式会社三井住友銀行からアシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、同社は当社普通株式を保有していないこと等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

招集ご通知

議決権行使等のご案内

株主総会参考書類

- 注 1. 当社は、門永宗之助、チャールズ D. レイク II 及びジェニファー ロジャーズの3氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当社は、本議案が承認可決された場合、澤田純、後藤順子、手代木功及び高嶋智光の4氏との間に、同内容の契約を締結する予定であります。
2. 当社は、会社役員が責任追及の可能性に萎縮することなく、果断な経営判断を行うことを促すため、高島誠、中島達、工藤禎子、安地和之、一色俊宏、門永宗之助、チャールズ D. レイク II 及びジェニファー ロジャーズの8氏との間に、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。また、当社は、本議案が承認可決された場合、松ヶ崎穂波、澤田純、後藤順子、手代木功及び高嶋智光の5氏との間に、同内容の契約を締結する予定であります。本契約においては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じております。
- (1)会社法第430条の2第1項第1号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の争訟費用を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、同項第2号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。
- (2)当社が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意または重大な過失があったことを知った場合等には、当社が当該会社役員に対し補償金の全部または一部の返還を請求することとしております。
3. 当社は、役員等が責任追及の可能性に萎縮することなく、果断な経営判断を行うことを促すため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本契約の被保険者の範囲は、当社並びに当社子会社である株式会社三井住友銀行、株式会社SMBC信託銀行、SMBC日興証券株式会社、三井住友カード株式会社及び株式会社日本総合研究所の取締役、監査役、執行役及び執行役員となっております。本契約においては、被保険者が当社または当社子会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。当社の現任の取締役全員は既に本契約の被保険者に含まれており、各取締役候補者は、本議案が承認可決された場合、当社取締役として本契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本契約を、保険期間の終了後も更新することを予定しております。
4. 門永宗之助、澤田純、後藤順子、手代木功、高嶋智光、チャールズ D. レイク II 及びジェニファー ロジャーズの7氏は、社外取締役候補者であります。
5. ジェニファー ロジャーズ氏は、川崎重工業株式会社の社外取締役役に就任しておりますが、同社において、2024年、潜水艦修繕事業及び船用エンジン事業における不正事案が判明しました。同氏は、当該事実を認識しておりませんでした。平素より、同社グループのガバナンス強化や法令遵守等に関する提言を行うとともに、当該事実の判明後は、全容の解明や原因究明、その他不正事案等の調査や、コンプライアンス体制強化等の再発防止策について提言を行うなど、その職責を適切に果たしております。

(ご参考) 当社における社外取締役の独立性に関する基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近（注1）において、次の要件のいずれにも該当しないことが必要であると考えております。

1. 主要な取引先（注2）

- （1）当社・株式会社三井住友銀行（以下当社等という）を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者。
- （2）当社等の主要な取引先もしくはその業務執行者。

2. 専門家

- （1）当社等から、役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円超の金銭その他の財産を得ている法律専門家、会計専門家またはコンサルタント。
- （2）当社等から、多額の金銭その他の財産（注3）を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人その他の団体の一員。

3. 寄付

当社等から、過去3年平均で、年間1,000万円または相手方の年間売上高の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

4. 主要株主

当社の主要株主もしくはその業務執行者（過去3年以内に主要株主もしくはその業務執行者であった者を含む）。

5. 近親者（注4）

次に掲げるいずれかの者（重要（注5）でない者を除く）の近親者。

- （1）上記1.～4.に該当する者。
- （2）当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員等の使用人。

-
- 注 1. 「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない。
2. 「主要な取引先」とは、次のいずれかまたは双方に該当する者をいう。
- ・当社等を主要な取引先とする者
当該者の連結売上高に占める当社等に対する売上高の割合が2%を超える場合。
 - ・当社等の主要な取引先
当該者に当社の連結総資産の1%を超える貸付を株式会社三井住友銀行が行っている場合。
3. 「多額の金銭その他の財産」とは、当社の連結経常収益の0.5%を超える金銭その他の財産をいう。
4. 「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。
5. 「重要」である者の例
- ・各会社の役員、部長クラスの者。
 - ・法律専門家、会計専門家については、弁護士、公認会計士等の専門的な資格を有する者。

政策保有株式の削減に関する取組み

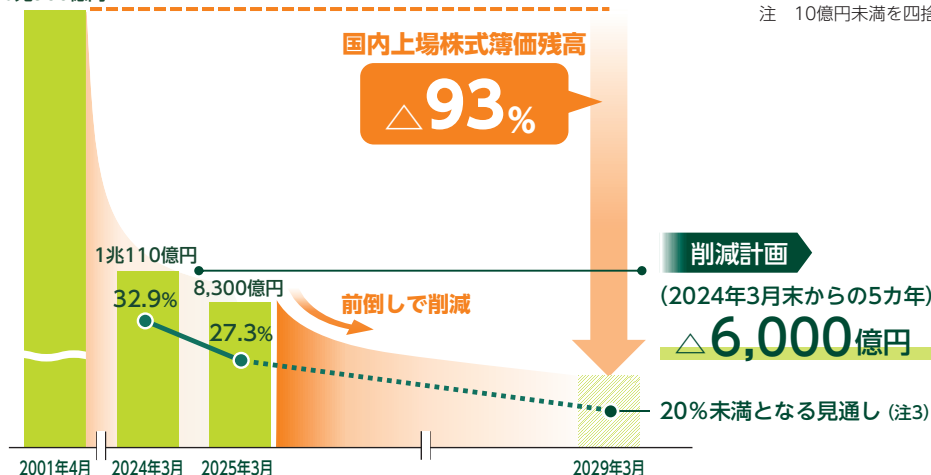
当社グループでは、政策保有株式の削減計画を公表し、継続的に残高削減への取組みを進めております。
2023年5月に公表した、2023年3月末からの3カ年で2,000億円（簿価）の残高を削減する当初の計画については、2024年9月に1.5カ年前倒しで達成しました。
これを踏まえ、2024年11月に、2024年3月末からの5カ年で6,000億円（簿価）の残高を削減する計画（以下、「本計画」）を新たに公表し、本計画に基づき、2024年度は1,850億円（簿価）を削減しました。本計画を達成すると、当社子会社である株式会社三井住友銀行の設立時以降、政策保有株式の残高（簿価）を累計で93%削減することとなり、また、2026年度から開始する予定の次期中期経営計画の期間中には、当社連結純資産に対する政策保有株式残高（時価）の割合が20%未満となる見通しです。

政策保有株式残高の推移

■ 国内上場株式簿価^(注1)

● 政策保有株式時価残高^(注2) ÷ 当社連結純資産

6兆900億円



- 注 1. 当社連結ベース。2020年3月末以降の業務提携目的の出資を除く。
2. 有価証券報告書に記載される「みなし保有株式」の残高を含む。
3. 2025年3月末の日経平均株価の終値35,618円を前提とした場合、16%程度となる見通し。

削減状況

2024年度	1,850億円
未売却の売却応諾残高	850億円

注 10億円未満を四捨五入して表示しております。

なお、株式会社三井住友銀行では、政策保有株式（国内上場）を2024年3月末時点で858銘柄保有しておりましたが、2024年度に250銘柄を売却し（一部売却含む）、2025年3月末時点では777銘柄を保有しております。

政策保有株式に関する取組みの詳細や最新の状況については、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.smfg.co.jp/company/organization/governance/structure/hold.html>



政策保有に関する方針

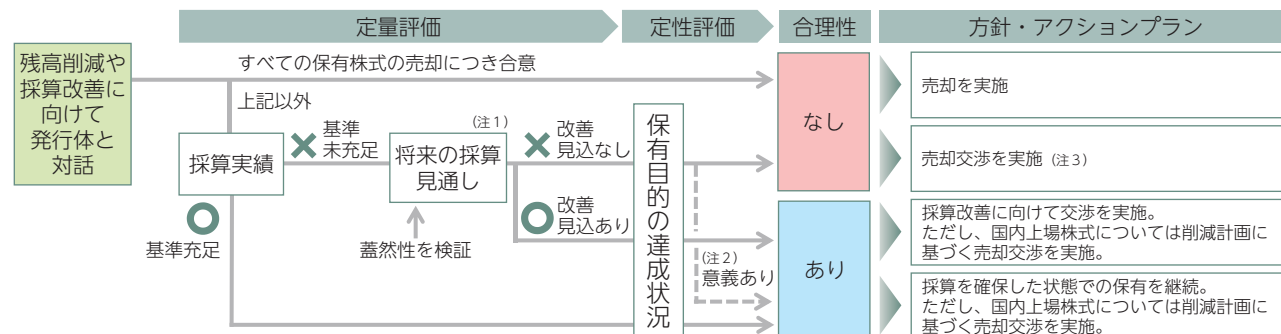
当社グループは、「政策保有に関する方針」を、以下のとおり公表しております。

- 当社は、グローバルに活動する金融機関に求められる行動基準や国際的な規制への積極的な対応の一環として、当社グループの財務面での健全性維持のため、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として、政策保有株式を保有いたしません。
- 保有の合理性が認められる場合とは、中長期的な視点も念頭において、保有に伴うリスクやコストと保有によるリターン等を適正に把握したうえで採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、再生支援等の保有のねらいも総合的に勘案して、当社グループの企業価値の向上につながると判断される場合をいいます。
- 政策保有株式については、定期的に保有の合理性を検証し、合理性が認められる株式は保有いたしますが、合理性がないと判断される株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略等、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。

保有合理性の検証結果

2024年度においては、2024年3月末時点で保有していたすべての国内上場株式に関する保有の合理性を当社取締役会及び株式会社三井住友銀行取締役会において検証いたしました。検証の結果、社数では13%、簿価残高では10%が採算未充足となり、最終的に保有の合理性がないと判断した株式は、簿価残高の16%となりました。

保有の合理性がないと判断した株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略等、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。



第3号議案及び第4号議案は、株主3名からの共同提案によるものです。

株主提案

第3号議案 定款の一部変更の件（監査委員会の財務リスク監査に係る情報開示）

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第6章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

第39条 監査委員会の財務リスク監査の開示

当会社は、不正行為や気候変動等の重大な課題に起因する急性かつシステミックな財務リスクの増大、ならびに取締役及び執行役の職務執行の妥当性をも監査する監査委員会の職責を踏まえ、当会社の長期的な企業価値の向上を図るため、監査報告書において以下の事項を開示する。

1. 当会社が特定した重要課題に関連する財務リスクを軽減するための当会社の戦略、方針及びプロセスの妥当性に関する監査委員会の評価（リスク管理が適切に実施されている場合及び不十分な場合のそれぞれにおいて当社が直面し得る財務リスクの検討手続及び検討結果の妥当性に関する評価を含む。）、並びにその評価の根拠
2. 当会社が特定した重要課題に関連する当会社のリスク管理体制に関する監督が適切に行われているかを監査するための、評価基準その他の枠組み

提案理由

本提案は、当社取締役によるリスク監視が適切に行われているかを株主が判断するために必要な情報を監査報告書にて開示することを求めるものである。

株主は現状、当社取締役会による監督及びそのプロセスが当社経営陣によるリスク管理を適切に監督しているかを評価することができない。近年発生した国内金融不祥事例を踏まえ、株主は当社取締役会の監督体制に正当な懸念を抱いており、他の重大なリスク（気候関連財務リスク等）に対する監督体制の実効性についても同様である。

例えば、2023年度の監査報告書では取締役監督上の問題点が指摘されていないが、その結論に至った根拠は定かでない。会社法及びコーポレートガバナンスコードの定めに従い、当社は株主への説明責任を果たすべきである。

本提案が求める開示は、当社のガバナンスを強化し、中長期的な企業価値の向上を促進し、経営陣との対話機会を有しない株主も含め、全株主の利益に資する。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載したものです。〕

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社をはじめとするSMBCグループでは、事業活動におけるリスク管理の重要性を踏まえ、グループCROを統括責任者としてリスク管理体制を整備し、リスク管理に係る業務を執行するとともに、リスク管理の状況について取締役会の内部委員会である監査委員会や取締役会が適切に監査、監督を行い、それらを開示しております。

当社では、執行役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うとともに、健全な経営を堅持していくため、会社法等に基づき、SMBCグループの業務の適正を確保する体制（内部統制システム）を整備しています。そのうえで、SMBCグループ全体に係るリスク管理の基本方針及び適切なリスクテイクを行うためのリスクアパタイト（※）を取締役会において承認し、これを踏まえてリスク管理に係る業務を行っております。事業年度中に当初想定していた環境・リスク認識に大きな変化が生じた場合等には、取締役会等において審議のうえ、適時適切にグループ全体のリスクアパタイトや業務戦略の見直しを行っております。また、気候変動・自然資本・人権等に関連する「環境社会リスク」についても、SMBCグループの全社的なリスク管理の枠組みに組み込むなど、外部環境やビジネス領域の変化等を踏まえつつ、不断の体制の見直し及び高度化に取り組んでおります。

こうしたリスク管理に係る業務執行状況について、監査委員会では、重要な会議への出席、取締役及び執行役並びに社内各部署等からの報告の聴取、国内・海外拠点への往査、監査部を通じた監査等により、監査を実施しております。その結果、内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行について、監査委員会は、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められないと評価のうえ監査報告書を作成しており、当社は、法令の定めに従いこれを開示しております。

また、取締役会においても、SMBCグループ全体に係るリスク管理の基本方針及びリスクアパタイトを承認のうえ、グループCROから定期的な業務執行状況の報告を受け、リスク管理の状況について適切に監督を行っています。更に、取締役会の内部委員会としてリスク委員会を設置し、社外取締役である委員長のもと、取締役でない有識者も委員に迎え、環境・リスク認識とリスクアパタイトの運営に関する事項やリスク管理に係る運営体制等を審議し、取締役会に報告及び助言を行っております。

そのうえで、SMBCグループは、上記のリスク管理の枠組みやリスク管理に係る監査・監督を含む監査委員会の活動状況について、有価証券報告書、統合報告書、コーポレートガバナンスに関する報告書等で適時に開示しております。また、2025年3月に公表された「サステナビリティ開示基準（SSBJ基準）」に基づき、今後サステナビリティ関連の財務開示が義務付けられることを踏まえ、SMBCグループでは、開示を拡充してまいります。

本株主提案は、当社が不正行為や気候変動対応等から生ずる財務リスクを軽減するために適切な取組を行っているかどうかにつき、監査体制並びに監査委員会の評価及びその理由等を監査報告書で開示することを定款に規定することを求めています。当社はこうした取組を適切に行っており、必要と判断する範囲で開示しております。

日本の会社法及び関係法令において、監査報告書は、監査の方法及びその内容並びに監査の結果、事業報告の適法性・適正性、取締役及び執行役の職務執行に関する重大な不正行為等の事実の有無等に関して記載することが求められています。このような監査報告書の法定開示書類としての性質を踏まえると、本株主提案が監査報告書において開示を求める事項は、監査報告書の記載事項として適切ではありません。

また、定款は、株主総会の決議によって事業目的や機関設計等の会社の基本的な枠組みを定めるものです。当社は、刻々と変化する情勢の中で、適切な監査体制や情報開示の在り方を適時に検討し決定しておりますので、会社の基本的な枠組みを定める定款において、監査体制並びに監査委員会の評価及びその理由等を監査報告書で開示する旨を規定することは適切ではありません。

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

（※）収益拡大のために取るリスクまたは許容するリスクの種類及び量。これらを明確にし、SMBCグループ全体のリスクをコントロールする枠組みとして、「リスクアペタイト・フレームワーク」を導入。

株主提案**第4号議案 定款の一部変更の件**（顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示）**提案内容**

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第 章 気候変動関連リスク管理**第 条 移行計画（顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示）**

当社が重大な気候関連財務リスクに直面していることを踏まえ、当社は以下の情報の開示する。

1. 高排出セクターにおける顧客の気候変動移行計画とパリ協定1.5度目標との整合性についての評価基準その他の評価方法
2. 当該顧客がパリ協定に沿った信頼性のある移行計画を作成しなかった場合の対応措置（新規資金提供の制限を含む）
3. 当会社の顧客がパリ協定に沿った信頼性ある移行計画を持たないことに伴う当会社の財務リスクに係る評価

提案理由

当社は気候変動を「トップリスク」とし、2050年ネットゼロを公約し、与信審査対象に顧客の移行計画評価を含め、「GHG排出量の削減目標有無やパリ協定への準拠状況」等の確認を行うとしている（当社サステナビリティレポート2024）。

しかしこれら方針が当社の高排出顧客向け投融資に与えている実質的影響は示されていない。また当該方針は、顧客がパリ協定1.5度目標と整合する信頼性ある移行計画を提示する期限や、移行を促すための投融資条件を設けておらず、むしろ当該移行計画を有しない顧客に多額の支援を続けている。これにより移行支援策の実効性が損なわれ、海外競合他社に遅れを取り、増大する移行リスクと気候変動による物理的リスクに株主を晒している。

本提案は、当社が表明するリスク管理策を適切に行い、ネットゼロ公約と整合させるために不可欠である。広く投資家の期待とも合致し、当社の長期的な企業価値の維持向上に資する。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載したものです。〕

当社をはじめとするSMBCグループは、気候変動対応を重要な経営課題の一つと位置付け、現行の定款のもと、本株主提案が求める内容（顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示）をはじめ、自社の事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減や、脱炭素社会への移行に向けたお客さまの取組みの支援、またそれらの取組みの開示高度化に従前より真摯に取り組んでおります。また、提案株主をはじめとする環境NGOや機関投資家等と、気候変動対応に関する開かれた対話を継続的に行っております。

2023年5月、SMBCグループがトランジションファイナンス（※1）を実行するうえでの確認事項の詳細を記した「Transition Finance Playbook」を公表し、お客さまの移行計画の適格性を検証する枠組みを整備のうえ、1.5℃目標（※2）等のシナリオとの整合を目指すお客さまの脱炭素化に向けた取組みを支援しております。また、2024年11月には、これまでのトランジションファイナンスへの取組みを通じて得られた学びや課題認識、その解決に向けた提言等をまとめた「Transition Finance Scorebook 2024」を公表しており、脱炭素社会の実現に向けた議論の更なる発展に貢献しています。

更に、SMBCグループ全体のリスク管理に関する枠組みに沿い、脱炭素社会への移行を目指すお客さまとの対話の促進や、投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量の管理等を実施し、1.5℃目標に沿うよう、SMBCグループの気候関連リスクに適切に対処しています。

2024年4月には、環境・社会に関するお客さまの実態把握や移行計画に対する評価、人権デューデリジェンスを統合した「環境社会審査」を導入し、お客さまの移行計画評価も踏まえたリスク評価を実施する体制を整備しています。具体的には、気候変動に伴う移行リスク（※3）が相対的に高いと考えられるセクターにおいて、温室効果ガス排出量削減目標の有無や目標達成に向けた取組状況等の移行計画を確認・評価し、その結果を開示しています。また、これらの結果も踏まえつつ、移行計画に関するお客さまとの開かれた対話を実施し、脱炭素社会への移行に向けたお客さまの取組みを真摯に支援することで、実体経済の脱炭素化への貢献に取り組んでいます。更に、移行リスクに伴う当社グループの財務面への影響を評価するため、株式会社三井住友銀行における与信関係費用についてシナリオ分析を用いて定量的な試算を行い、これを開示しています。加えて、2025年3月に公表された「サステナビリティ開示基準（SSBJ基準）」に基づき、今後サステナビリティ関連の財務開示が義務付けられることを踏まえ、開示を拡充してまいります。

当社は、上記のお客さまの移行計画の適格性の検証及び気候変動に係るリスク管理に関する施策を、SMBCグループの移行計画に織り込んだうえで、取締役会のコミットメントのもと適時に進捗を公表しており、本株主提案が求める内容について適切に対応しております。

日本の会社法において、定款は、株主総会の決議によって事業目的や機関設計等の会社の基本的な枠組みを定めるものです。他方で、会社法が業務執行上の決定については取締役会やその委任を受けた業務執行者に委ねることとし、臨機に迅速で専門的な経営判断が行えるように配慮していることを勘案すると、個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することは適切ではありません。本株主提案は、お客さまの移行計画を評価し、1.5℃目標に不整合な場合の対応措置や当社グループに及ぼす財務面の影響に関し情報開示をするという、まさに個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することを求めています。当社は、刻々と変化する情勢を踏まえ、お客さまの移行計画の評価方法を含むリスク管理手法や、支援の判断基準、気候変動に伴う当社グループの財務面への影響を機動的に見直していくとともに、適時にその取組みの開示を行ってまいります。定款はその変更株主総会における特別決議を必要とするものであることから、仮に本議案が可決された場合、その後にサステナビリティに関するルールや枠組みの変更、戦争・大規模災害等の社会情勢の大きな変動があったときにも、定款が変更されるまでは規定の効力が残り、当社の機動的な対応をかえって難しくしてしまうおそれがあり、ひいては当社の企業価値を損なうおそれがあります。

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

- (※ 1) 脱炭素社会の実現に向けた長期的な戦略に則り、温室効果ガス排出量を削減するための取組みを行う企業に対し、その取組みを支援することを目的としたファイナンス手法。SMBCグループでは「お客さまが自社の事業等をパリ協定の目標に沿った道筋に合わせることを支援するために提供される金融サービス」と定義。なお、SMBCグループでは、投融資の判断やリスク管理において、独自に定めた方針やプラクティスに沿った対応を実施。
- (※ 2) パリ協定で示された、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力目標。
- (※ 3) 低炭素経済に移行する取組みから生じるリスクをいい、政策、法律、技術、市場及びレピュテーションに関するリスク等が含まれる。

(ご参考)

SMBCグループにおける気候変動対応の詳細については、当社ウェブサイトに掲載しております「気候変動対応に関するプログ्रेसレポート」をご覧ください。

<https://www.smfg.co.jp/investor/financial/meeting.html>



第5号議案は、株主1名からの提案によるものであります。

株主提案

第5号議案 剰余金処分の件

提案内容

普通株式1株につき2025年3月期期末配当を70円とする。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
普通株式 1株につき70円 総額271,196,821,700円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2025年6月30日
4. 配当金支払開始日
2025年7月18日

提案理由

2025年3月期実施の2,500億円規模の自社株買いは、時価総額に対する比率が低いこともあり、株価への直接的効果は測定されていません。また、TOPIX銀行業指数との比較からも株価支援策としての有意な効果は限定的と考えられます。

当社は国際的な自己資本規制（CET1 比率）に対応しておりますが、自社株買いは資本の減少要因となります。特に、地政学的リスクや米国の通商政策に不透明感が続く中、銀行業としては健全性と安定性を重視した資本政策が望まれます。

個人・機関投資家を問わず、多くの株主が安定した配当利回りを重視しており、株価形成の要素でもあります。配当は、自社株買いが解禁される以前から株主へ確実に届く還元策です。なお、2025年3月期は第3四半期終了時点での業績進捗率が98%と堅調であることも増配余地を裏付けています。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容を原文のまま記載したうえで、決議事項に関する必要な記載を当社が補足したものです。また、提案理由については原文の概要を記載したものです。〕

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、健全性の確保を前提に、株主還元の強化と成長投資をバランスよく実現し、持続的な株主価値の向上を図ることを資本政策の基本方針としております。その中で、株主還元については、配当を基本とし、機動的な自己株式の取得も実施することとしています。また、配当については、累進的配当、すなわち、減配せず、配当維持もしくは増配することを原則としております。2020年度からの3年間で計画期間とする前中期経営計画のもとでは、2020年度の普通株式1株当たり190円から2022年度の240円へ、3年間で合計50円の増配を実現してまいりました（いずれも2024年10月1日に行いました普通株式1株を3株とする株式の分割（以下、「株式分割」）を勘案していない水準）。2023年度からの3年間で計画期間とする本中期経営計画期間中においても、配当性向40%を維持し、親会社株主に帰属する当期純利益の増加を通じて増配の実現を目指しております。

あわせて、前中期経営計画期間中に1,387億円の自己株式の取得を実施し、本中期経営計画期間においても、2023年度に2,113億円、2024年度に2,500億円の自己株式の取得を実施いたしました。自己株式の取得は、ROE（自己資本利益率）やEPS（1株当たり純利益）の向上のために不可欠と考えており、今後も機動的に実施を検討してまいります。

以上を踏まえ、2024年度は、親会社株主に帰属する当期純利益が当社予想を上回って1兆1,780億円で着地したことから、配当性向40%の方針に基づき、期末配当金は普通株式1株につき62円に、2024年度を通じての配当金は前年度比+32円、増配率35%の水準となる1株につき122円（いずれも株式分割を勘案した水準）に引き上げることいたしました。なお、既に実施した2,500億円の自己株式の取得とあわせると、2024年度の総還元性向は60%を超える水準となります。

また、2025年度も、配当性向40%の方針に基づき、1株当たり配当予想を前年度比+14円の136円（株式分割を勘案した水準）といたしました。あわせて、2025年5月14日開催の当社取締役会において、余剰資本の状況を踏まえ、1,000億円を上限とする自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

上記のとおり、当社は、健全性を確保のうえ、株主還元の強化及び成長投資をバランスよく実現し、短期的ではなく持続的な株主価値の向上を図ることを目指しています。当社の掲げている「累進的配当方針」とは、業績が減益となる場合にも原則減配はしないことを株主の皆さまにお約束するものであり、ある意味では配当政策の柔軟性を制限した運営と言えます。したがって、配当性向40%という方針から逸脱する事態はできるだけ避け、それを上回る株主還元については、機動的な自己株式の取得で行うべきだと考えております。特に、現在のように当社の株価が割安な水準にある場合は、積極的に自己株式の取得を検討したいと考えております。

なお、これらの累進的配当及び配当性向40%、機動的な自己株式の取得という株主還元方針は2017年に掲げたものですが、それ以降中期経営計画の策定の度に公表したうえで、毎年の株主総会でもご説明し、ご賛同いただいているものと認識しております。

以上の理由から、本剰余金処分議案に反対いたします。

以 上



SUMITOMO MITSUI
FINANCIAL GROUP

株主総会会場ご案内略図



会場

当社本店（三井住友銀行本店ビル）

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

交通機関のご案内

大手町駅

都営地下鉄

●三田線

東京メトロ

●千代田線

●東西線

●半蔵門線

●丸ノ内線

C13a出口より地下通路で直結

東京駅

J R

丸の内北口より徒歩約8分

注 駐車場の用意はいたしていません。



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。